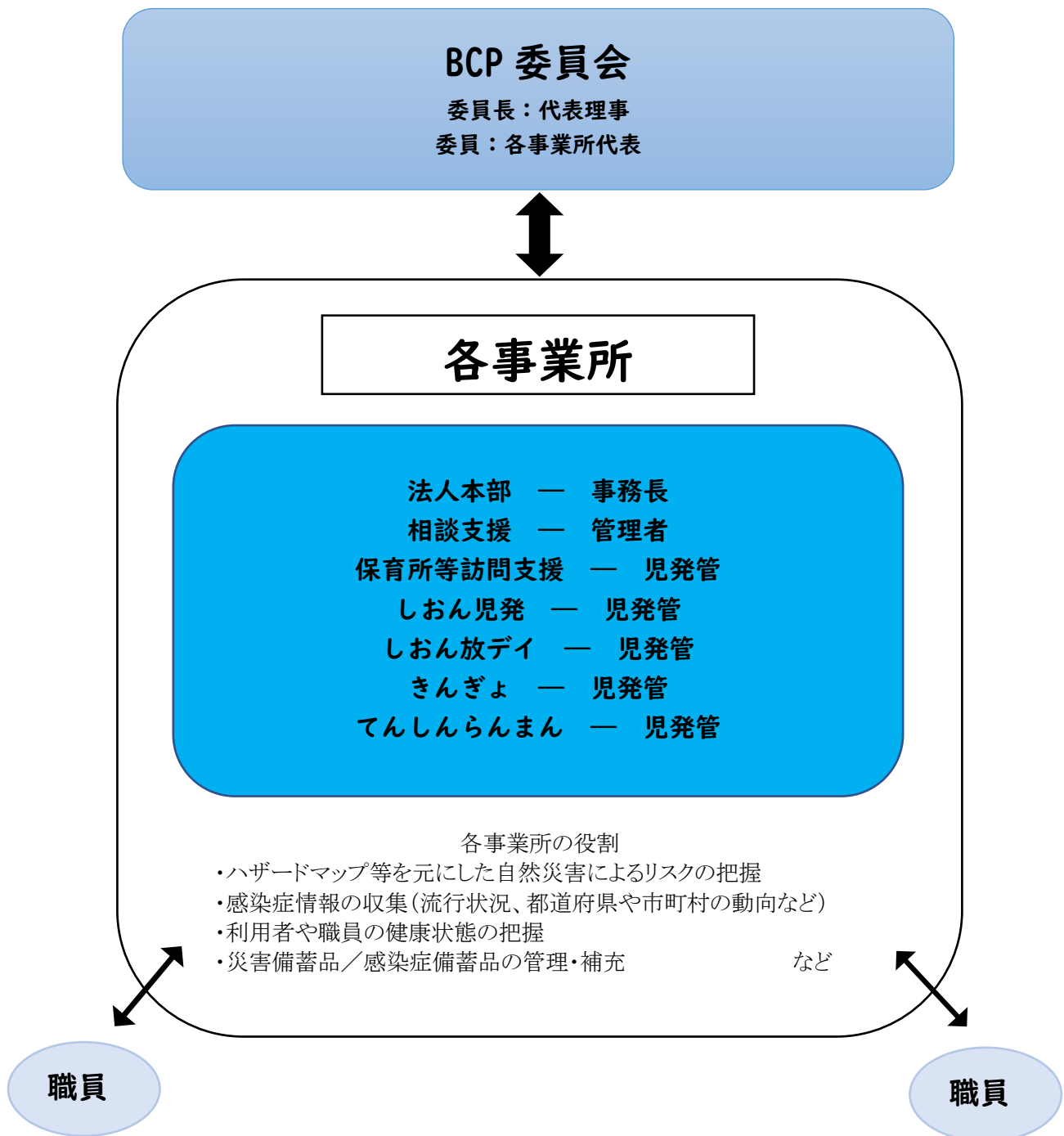


一般社団法人 大和伸進会  
BCP 委員会

委員会の役割

- ・ハザードマップ等を元にした自然災害によるリスクの把握
- ・感染症情報の収集(流行状況、都道府県や市町村の動向など)
- ・業務継続計画の策定と周知、研修・訓練の実施
- ・業務継続計画の定期的な見直し
- ・自然災害および感染症による業務継続計画発動時の各種対応 など



委員会の主な役割は

業務継続計画の策定と周知、研修・訓練の実施

<はじめに>

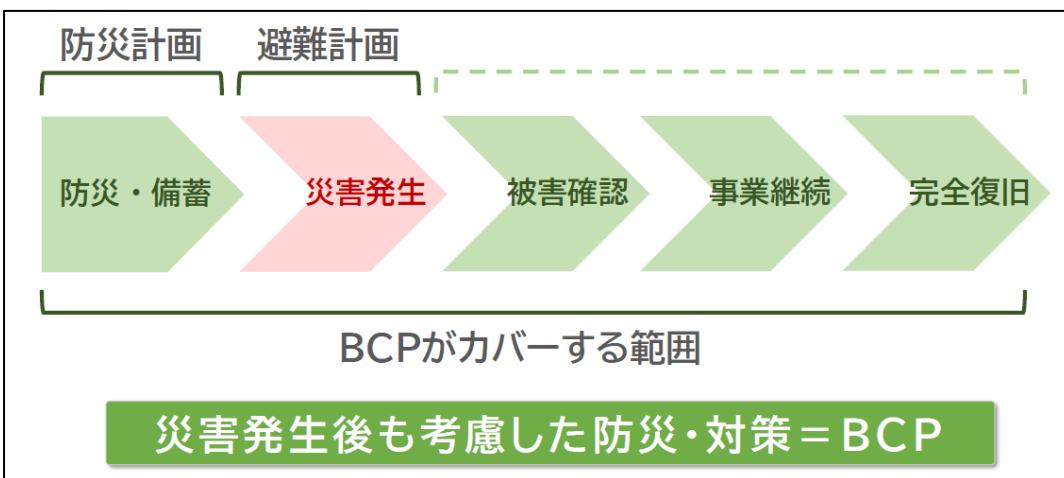
業務継続計画とは、BCP(Business Continuity Plan)と略され、災害などの有事に、事業をいち早く立て直し、継続するための事前計画のことである。実行可能な事前準備と発災後のタイムラインに乗せた優先度に基づいた行動計画により、損害を最小限に抑え、事業継続や早期復旧を可能にすることを目的とする。

障害福祉サービス事業所等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられている。また、感染症が発生した場合、障害福祉サービス利用者の中には、相対的に体力が弱い障害児者がおり、深刻な人的被害が生じる可能性が指摘されている。これらは、利用者の生活や健康の支障に直結しかねず、業務継続計画の指針を作成し、有事の際の対応について事前の準備が求められる。

<防災計画(防災マニュアル)・避難計画と業務継続計画について>

障害福祉サービス事業所等が作成する防災計画と業務継続計画の違いは以下の通りである。

	防災計画	BCP
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減	・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害	・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	・以下を最小限にすること ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること	・左記に加え、以下を含む ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	・自社の拠点ごと	・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）



<自然災害発生時における業務継続計画と感染症発生時における業務継続計画について>

業務継続計画が発動される要因となりうるものは、地震・洪水・土砂災害・火事といった自然災害、新型コロナウイルスなどの感染症と、大きく2つに分けられる。自然災害が発生した場合、インフラ停止などによる通常業務の休止、避難誘導・安否確認などに寄る災害時業務の発生による通常業務量の急激な減少が見込まれる。感染症が発生した場合は、通常業務が急減するというより、感染対策等の業務が一時的に増加することが見込まれる。そのため、それぞれの場合を想定した業務継続計画の作成が求められ、その違いについては以下の表を参照されたい。また、感染症に関しては、感染予防や感染拡大の防止が極めて重要であることから、感染症対策委員会が作成する「感染症の予防および蔓延防止のための指針」と連動させることが望まれる。

項目	自然災害	感染症
事業継続方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎できる限り事業の継続・早期復旧を図る</li> <li>◎サービス形態を変更して事業を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める</li> </ul>
被害の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎主として、建物・設備等、社会インフラへの被害が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎主として、人への健康被害が大きい</li> </ul>
地理的な影響範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎被害が地域的・局所的 (代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎被害が国内全域、全世界的となる (代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)</li> </ul>
被害の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎過去事例等からある程度の影響想定が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難</li> </ul>
被害発生と被害制御	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎主に兆候がなく突発する</li> <li>◎被害量は事後の制御不可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能</li> <li>◎被害量は感染防止策により左右される</li> </ul>
事業への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎事業を復旧すれば業績回復が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される</li> </ul>

情報を正確に入手し、  
その都度、的確に判断をしていくことが必要

感染防止策が重要

事業継続は、主に  
人のやりくりの問題

<BCP 委員会の設置>

業務継続計画は策定後、それらを周知し、運用していく必要がある。業務継続計画に基づいた定期的な訓練やシミュレーションをおこない、加筆・修正することも求められる。業務継続計画の継続性および優位性を実証するためにも、BCP 委員会を設置する。

次に委員会の規則を示す。

# BCP委員会 規則

一般社団法人 大和伸進会

## 1. 目的

近年、未曾有の災害や未知の感染症に対する備えが求められている。有事の際、事業をいち早く立て直し、継続するためには、業務継続計画の策定が必要である。それにより、障害福祉サービス等の利用児者の生活や健康を確保することを目的とし、委員会を設置する。

## 2. 組織

発災時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイントとなる。そのために、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと、関係者の連絡先や連絡フローの整理などが重要となる。それらを中心的に担う者として、下記の通りに定める。

### (1) BCP委員会

代表理事を委員長とし、委員は各事業所から代表を選出し、構成する。

法人本部 — 事務長

しおん相談支援センター — 管理者

しおん保育所等訪問支援 — 児童発達支援管理責任者

児童発達支援センターしおん — 児童発達支援管理責任者

放課後等デイサービスしおん — 児童発達支援管理責任者

きんぎょ — 児童発達支援管理責任者

てんしんらんまん — 児童発達支援管理責任者

## 3. 活動内容

業務継続計画の策定にあたっては、情報収集、方針の決定、周知のための教育・研修・訓練、実災害への適用、計画の改善といった役割を担う。具体的には下記の通りである。

### (1) 情報収集および方針の決定

災害リスクの把握、感染状況の把握など、情報収集に努める。災害や感染症フェーズによる、優先業務や縮小業務の精査をおこなう。不足する資源等を補充しながら、時間経過に合わせた対応をおこなう。

### (2) 周知のための教育・研修・訓練

有事の際、迅速に行動ができるよう、関係者に周知するとともに、平時から研修や訓練をおこなう。各部署の作成する防災マニュアルや感染症マニュアルと連動させるため、各部署とも連携し、研修や訓練を実施する。頻度は年1回以上とし、研修や訓練の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成する。

### (3) 実災害への適用

業務継続計画の発動においては、計画に記載された役割にしたがって行動する。

### (4) 計画の改善

定期的な計画見直しにより、最新の知見等を踏まえ、加筆修正をおこなう。

## 4. 委員会の開催

委員会は年1回以上開催する。その他、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について検討する。

ア 近年の災害リスクや感染症情報について

イ 備蓄品の管理について

ウ 職員を対象とした業務継続計画に関する研修の実施について

エ その他、業務継続計画に関連する必要事項について

委員会での検討内容は記録に残し、これを適切に保管するほか、職員等に周知する。

## 5. 閲覧

本規則は当法人の全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児者やその家族が閲覧できるよう、施設への掲示をおこなうとともに、ホームページで公表する。

## 6. その他

本規則は令和6年4月1日より施行する。